

埼玉県 MINJIKYO DAYORI 民児協だより



平成30年4月1日発行

No.156



幸せを呼ぶ直紀の世界 「白岡市郊外の風景」(白岡市)

画：飯野 直紀

白岡市郊外の風景です。道の両側には広い畑があり季節ごとに色が変わります。春は黄緑になり菜の花やタンポポが花を咲かせます。

目次	●平成29年度「男女共同参画推進セミナー」開催報告	2-3
	●児童虐待防止サポーター研修について	4
	●「共生・共助つながりづくりフォーラム」開催報告	5
	●5月12日は「民生委員・児童委員の日」です	6
	●全国研修会参加報告 (全国児童委員研究協議会/全国民生委員指導者研修会)	7
	●平成30年度「事業計画及び収支予算」	8-9
	●わがまちの単位民児協活動紹介ルポ(川口市・小鹿野町)	10-11
	●民生委員・児童委員の声(春日部市)、県民児協の3ヵ月の予定	12

埼玉県民児協だよりでは、「民生委員及び児童委員」を「民生委員」と、「民生委員・児童委員協議会」を「民児協」と表記しています。



この広報紙は、共同募金の配分金により発行されています。

平成29年度「男女共同参画推進セミナー」開催報告

平成30年3月6日（火）さいたま市彩の国すこやかプラザにおいて「男女共同参画推進セミナー」を開催しました。

このセミナーは、男女共同参画の視点に基づいた民生委員活動、民児協運営を推進していくために本会男女共同参画推進部会が企画・運営を行っているものです。



主催者挨拶
埼玉県民児協
会長 大谷 富夫



部会長挨拶
埼玉県民児協
男女共同参画推進部会
部会長 下田 ナカ

今年度は、男女共同参画の視点を踏まえながら、誰もが笑顔で、安全に、安心して生活できる社会づくりについて考えるとともに、高齢者の人権に配慮した活動に取り組んでいくことを目的に開催しました。

▼ 講義 I ▲

「テーマ」 埼玉県男女共同参画基本計画について

（講師）



埼玉県県民生活部
男女共同参画課
主査 矢嶋 直美 氏

男女共同参画社会とは

職場や家庭、地域などのあらゆる場において、男性も女性もその能力・個性を十分発揮でき、喜びも責任も分かち合うことができる社会のことです。

我が国の現状

日本の女性の労働力率を年齢階級別にみると、30歳代を底としたM字カーブを描いています。この背景には結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられます。しかし、第1子出産前後の就業継続率をみると、これまでの40%前後から、近年は50%を超えています。その一方、就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従業者に占める女性割合は国際的にみて低いのが現状です。各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数においても、日本は144か国中114位と低い順位となっています。

これは各国において女性の経済・政治参画が進んでいるためと考えられるため、国際社会の取組みの動向を踏まえた男女共同参画を推進することも重要と言えます。

国の取組み

国においても平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、女性の活躍推進のためには、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心の労働慣行等の変革が強調されたことがこの計画の大きな特徴です。

埼玉県男女共同参画基本計画について （平成29～33年度）

県民、事業者、民間団体及び市町村などと連携して施策の推進に取組むための計画です。

基本目標1の施策では、市町村、事業所、各種団体における方針の立案及び決定に男女共同参画の促進が定められています。

基本目標3の施策では、高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援を進めることとされており、シニアの活躍推進が行われています。具体的には、高齢者の方が地域活動やボランティア活動に参加する機会を拡大するため、地域デビューを応援する気運づくりや地域デビューのきっかけづくりを行っています。また、定年制の廃止や引き上げを行っている企業等を認定することで、高齢者が働ける場を増やすとともに、これまで蓄積した多様な知識や経験を生かして就業ができるよう、県内8か所設置してあるセカンドキャリアセンターで相談やセミナーを実施しています。

ナーを実施しています。

基本目標7の施策では、女性の暴力の防止と被害者支援に取組んでいます。日頃の民生委員活動において、DVなどの暴力の被害について、住民の方から相談があった場合は、県や市町村の相談窓口につないでいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

男女共同参画社会の実現に向けて、各分野において、多様な方が関わり、新たな取組みが始まっています。民生委員の皆様においても、男女共同参画の視点に立った活動から、共に男女共同参画社会の実現を目指していきましょう。そして「地域共生社会」の実現につなげていきましょう。

埼玉県男女共同参画基本計画 基本目標

1	あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
2	経済社会における女性の活躍が更に広がる
3	家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する
4	災害に強い地域を男女が共につくりあげる
5	男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
6	男女共同参画の意識をはぐくむ
7	女性に対するあらゆる暴力を根絶する
8	男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

男女共同参画の視点に立った、高齢者支援について～内閣府男女共同参画局による調査結果から～

○高齢男女の自立した生活に関する調査（平成20年6月）により以下のことが示唆されました。

経済困窮や孤立などの問題は高齢期以前の人生のさまざまな段階ごとの対策が重要である。

高齢期の経済的困窮層は単身女性に加え、未婚男性も厳しい状況であり、同時に孤立の問題も懸念された。

これらの問題の背景には、単身世帯が主流となる家族形態の変化があることから、単身世帯が主流となる社会への備えが必要である。

○持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進についての調査（平成29年3月）が行われた背景には、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、自治会・町内会等各団体に働き掛けるとした、第4次男女共同参画基本計画があります。

自治会活動の課題は、運営の担い手不足や高齢化、近所付き合いの希薄化が挙げられ、今後、少子高齢化がさらに進む中で、持続可能な自治会活動のため、男女を問わず幅広い年齢層で構成されるよう多様化する必要があります。また、女性の積極的な参画を促し、活動の見直しも必要と示唆されました。

▼ 講義 II ▲

【テーマ】
高齢者が安心して生活できるまちづくりのために

（講師）



社会福祉法人
埼玉県社会福祉協議会
地域福祉部
部長 鈴木 隆夫 氏

2020年代初頭の「地域共生社会」の全面展開へ向けて、住民が主体的に参画した地域づくりが進められています。

今、地域で起きていること

地域では、孤立死やゴミ屋敷、ひきこもり、子育てのストレス、ゴミだしや買い物等のちょっとした困りごと等の課題を抱えている方や、ダブルケアのように複数の課題を抱えている世帯も増えてきています。こうした課題や問題を抱えていてもSOSを発することができない場

合も多く、その背景には相談相手がいないう、気にかけてくれる人がいない等、社会的孤立や孤独感が共通していると言われています。

一方で、団塊の世代が75歳を迎える2025年は、稼働世代が減り、高齢者が増えることで、介護や医療にかかる負担が増えることが予想されています。また、生涯未婚率も高くなっており、高齢化の進行とともに社会的孤立に拍車をかけることも懸念されています。

こうした地域における関係性の希薄化や人口構造の変化等により深刻化する社会的孤立は、一人暮らし高齢者や障害者の感じる「ちょっとした困りごと」への手助け等、公的な支援制度の対象とならない日常生活のニーズへの対応も課題となっています。そこで、こうした課題を地域で支え合う互助力を高めるとともに、共助・公助との組み合わせにより解決していく必要があります。

地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムは、市町村が主体となり、住み慣れた地域、住まいにおいて、医療・介護・生活支援・介護予防

などのサービスが一体的に提供できる体制を構築することです。社会福祉協議会では、その体制のうち、互助と自助の強化を図る、生活支援や介護予防について、地域住民やボランティア、NPOの方とともに地域づくりを進めています。

市町村が定める活動区域には、その進行役として生活支援コーディネーターが配置されています。コーディネーターは、地域にある生活支援サービスの全体像を把握して、足りないものは新たに作り、担い手の養成を行います。また、支援を必要とする人とそのサービスを担っている団体とのマッチングも行います。

地域づくりは、地域のさまざまな立場の方が参画し意見を出し合いながら進めていきます。そのため、市町村は地域ニーズの把握や地域づくりに向けた企画の立案などのために協議体を設置しています。民生委員の方も構成メンバーとして想定されており、民生委員の方の個別ケースからサービスや支え合いの取組みを考えることも必要であり、特に第2層の活動区域は身近な圏域のため民生委員の皆様にお声が係ることも多いのではないかと思います。

市町村が定める活動区域

第1層・・・市町村全域
第2層・・・中学校区や小学校区

埼玉県社会福祉協議会では、平成28年度に蕨市、平成29年度は新座市において生活支援モデル事業を行い、以下の3点が体制づくりを進めるにあたり重要と考えます。

①サービスや制度を整備することが目的ではなく、住民同士



セミナーの様子

の支え合いによる地域づくりが本題であること。
②そのため、住民の意識醸成が大切であること。
③そして、住民主体の地域づくりの発想が将来へ継続していくこと。

「我が事・丸ごと」の地域づくり

◆地域共生社会とは◆

制度・分野との「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代の分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域共生社会が今後の福祉施策の基本コンセプトと言われています。

今後は、まず少しでも地域社会に対する関心を高め、「他人事」を「我が事」に思えるようなきっかけを提供するような、プログラムや仕掛けが多く用意されることが必要になると考えられます。また、生活上生じる、分野を超えた課題に、身近な圏域で総合的に応じる体制づくりが求められています。

地域の持つ力と公的な支援が協働して課題解決のための体制づくりのため、地域包括ケアシステムは高齢者から全世代へのサービスを提供するシステムとして構築が進められています。県内各地においても、住民同士の支え合い活動として、生活支援や防災活動に係るボランティア活動やサロン活動が行われています。

こうした取組みが進められる中、民生委員の皆様には、これからも常に地域の身近な相談相手として、住民の課題を「我が事」のように受け止め、課題の早期発見と解決に向けて、関係機関へのつなぎ役となっていくことが期待されています。

児童虐待防止サポーター研修について

【埼玉県福祉部こども安全課】

(1) 児童虐待防止サポーター研修について

児童虐待を防止するためには、虐待の発生予防・早期発見・早期対応が重要な取組となります。市町村や児童相談所といった虐待に対応する行政機関だけではなく、子供たちと日々接している保育所・学校や地域の方の目で、子供たちを見守っていただくことが必要です。

そこで、県は平成29年度から児童虐待防止サポーター研修を実施し、保育士、幼稚園教諭、学校教職員等や地域の民生委員等の皆さまに研修を受講していただき、県内全域で子供たちを見守る体制を充実させたいと考えています。

(2) 児童虐待防止サポーターの役割

児童虐待防止サポーターとして、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の充実に取り組んでいただくことが期待されています。

- 発生予防…子育てや生活に悩んでいる保護者の相談を受け、助言を行ったり、適切なサービスを紹介する。
- 早期発見・早期対応…虐待を受けた児童（疑いを含む）を発見し、市町村や児童相談所に通告（＝連絡）する。

(3) 平成29年度児童虐待防止サポーター研修

今年度は県内6カ所（上尾、川口、川越、所沢、熊谷、越谷）で研修を実施し、民生委員コースに750名の方にご受講いただきました。

研修は、2つの講義で構成されています。

講義①『児童虐待の現状と対応』は、どういった行為が児童虐待であるか、児童虐待の特徴や関係機関の役割はどのようなものかといった基礎的な知識を習得していただく内容の講義です。

次に、講義②『地域における児童虐待への対応（事例検討）』では、地域で虐待が疑われる児童を発見した時にどのような対応が求められるかを受講者同士で話し合いながら、具体的な対応方法を学んでいただきました。



上尾会場の様子



川越会場の様子

(4) 民生委員・児童委員の皆様へのお願い

保護者からの相談を受けたり、児童の登校時の様子を見守るなど、民生委員の方の日々の活動が地域の大きな力になっています。また、児童虐待防止サポーター研修を受講した方をはじめ、民生委員の方が県内全ての地域で子供たちを見守ってくださることが、児童虐待から子供を守ることに繋がります。これからも、子供たちが、笑顔でのびのびと育つことのできる地域づくりにご協力をお願いいたします。

民生委員制度創設100周年記念 共生・共助つながりづくりフォーラム ～「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアーin埼玉～

平成30年1月19日（金）、さいたま市「埼玉会館」大ホール他において、「共に生き・共に助け合う」地域を実現していく「地域のつながりづくり」について考える機会として、埼玉県、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県民生委員・児童委員協議会、「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーin埼玉実行委員会」の共催により開催しました。

はじめに、「人とのつながり・地域での支え合い」をテーマにした小中学生作文コンクールの表彰式が行われました。県内から応募のあった4,834作品（325校）から最優秀賞6作品、審査員特別賞6作品の表彰とともに、受賞者を代表し、2名の方による作文を朗読していただきました。

基調講演では、「誰もががつながり・支えあいのできる地域づくりをしてゆくために」と題して、神奈川県立保健福祉大学の山崎美貴子名誉教授より、地域を取り巻く問題に対し、人と人とのつながり、地域の社会資源の活用など「地域における支えあい」や居場所となる「こども食堂」の必要性について講演をしていただきました。



基調講演の様子

各分科会のテーマ

- 1 地域共生社会の実現に向けた各団体の取り組み
- 2 こども食堂でひろがろう
- 3 こども食堂でつながろう



分科会1の様子

報告があり、最後に「民生委員は、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます」と締めくくられました。

他の分科会では、「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアーとして、“こども食堂”について知りたい・関わってみたい方に向けた分科会2と、既に取組まれている方に向けた分科会3をそれぞれ実施いたしました。

当日は、民生委員、保護司、ボランティア、社会福祉協議会・社会福祉施設役職員、行政職員等の地域活動に関わる方1,035名の参加があり、「さまざまな団体の活動が詳しくわかってよかった」「民生委員の先輩や保護司の活動がわかってよかった」「子どもの貧困などを起因とするこども食堂のテーマはよかった」などの感想が寄せられました。

午後には、3会場においてテーマ別分科会が行われました。分科会1では、「地域共生社会の実現に向けた各団体の取組み」をテーマに4団体から実践報告が行われ、本会顧問の奥富孝一氏からは「地域共生社会と民生委員・児童委員活動」と題して、民生委員活動と、狭山市民児協の民生委員制度創設100周年記念事業「高校生による一日民生委員・児童委員体験活動」について発表されました。

発表では、毎年、狭山市と狭山市民児協が共催で開催している「地域のつながりと支え合いを考える集い」について、テーマを「民生委員とわたしたちの暮らし」とし、「高校生による民生委員活動の体験発表」と幅広い世代での意見交換が行われたこと、そして、これをきっかけに世代を超えて連携意識を深め、さらなる地域の支え合い活動につなげていくとする取組みについて報告



“こども食堂”についての分科会



県内の“こども食堂”紹介パネル

5月12日は 「民生委員・児童委員の日」です！

平成29年に制度創設100周年を迎えた民生委員制度は、次なる100年に向けて新たな一歩を踏み出しました。

引き続き、民生委員制度の歴史と実績をアピールしながら、積極的な広報・啓発活動を進めていきましょう！

「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」実施期間 平成30年5月12日（土）～5月18日（金）

全国民生委員児童委員協議会（現在の全国民生委員児童委員連合会）は、昭和52（1977）年に毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを定めました。

これは、大正6（1917）年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

「民生委員・児童委員の日」から1週間を「活動強化週間」とし、全国の関係者が一体となって取り組み、PR活動などを展開していくことを推進しています。

この活動を通じて、民生委員の存在や活動について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築き、委員活動が一層充実することを目指して実施しています。

民生委員制度創設100周年活動強化方策において、重点の一つに揚げられている「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」では、「地域住民への積極的なPR活動の展開」が推進されています。

「地域住民に民生委員を知ってもらう」「地域の福祉課題を広くアピールして解決への取り組みにつなげる」など、誰に、どのようなことをPRしたいのか、対象者や目的を考えて取り組むことが効果的です。

■PRグッズをご活用ください



PRカード



PRチラシ



民生委員紹介リーフレット



リーフレット



ポスター



クリアファイル



訪問カード

※全民児連作成（有償頒布）

※県民児協作成
本会ホームページにデータを掲載しています。

平成29年度

全国児童委員研究協議会

【期 日】 平成30年
1月24日～25日

【場 所】 神奈川県横浜市の

【本県参加者】 5名



白岡市民児協

会長 矢島 静江

全国から約260名が参加し、一日目は行政説明として厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長より児童福祉の動向と児童委員活動としての国からの施策・方針・今後の活動強化の推進についてきめ細かな話がありました。続いて、明治学院大学の松原康雄学長から制度創設70周年を迎えた児童委員活動への期待としての講義を受けました。

現在の子どもを取り巻く環境の変化や国の制度が変わってきている中で、児童委員活動とは子どもたちが健やかに暮らせるように子どもたちの「身近なおとな」となり「子育て応援団」になること。大切

なのは日常生活の中にあり、見守る目・聴く耳・支える手そして気づく心であること。また、『協育』とは、家族だけではなく、点から線そして面での支援を通じて、地域の家庭といかに信頼関係を構築していくか、問題を抱えている家族に必要な制度や関係機関につなげていくことが大きな役割の一つであることを再認識しました。

シンポジウムでは横浜市都筑区子育て支援センターポボラのセンター長、社会福祉法人中心会中心子どもの家の施設長、東京都小平市民児協の主任児童委員の方による、異なる立場からの取組みについて説明がありました。

子どもたちの育ちを支える地域づくりを進めるために、今後、児童委員とより一層の連携を進めていく必要性の話が聞けて、地域での具体的な連携の取組みについて、大変参考になりました。

二日目は、第一分科会「民児協として児童委員活動を推進していくために」のテーマに参加いたしました。

講師に明治学院大学の松原

平成29年度

全国民生委員指導者研修会

(第27全国民生委員大学)

【期 日】 平成30年
2月14日～16日

【場 所】 神奈川県葉山町の

【本県参加者】 2名



熊谷市民児協

会長 寺田 治子

標記研修会がロフオス湘南において開催されました。

一日目は、全国民生委員児童委員連合会 得能金市会長の挨拶、厚生労働省社会・援護局地域福祉課 後藤真一郎地域福祉専門官による「我が事・

動が重要であり、すべての活動は、地域との信頼関係と関係機関との顔の見えるネットワークづくりや、民児協の果たすべき役割と内部における連携の大切さ、児童委員と主任児童委員とともに「気づき」は日常の活動から、わが町ならではの民児協活動を構築していきたいと思います。

丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組と、民生委員・児童委員活動」の行政説明、全国社会福祉協議会池上実民生部長による基調報告「これからの民生委員・児童委員活動に向けて」100周年活動強化方策の推進を」と「人権課題への理解を深めるために」のテーマで講義とビデオの視聴がありました。終了後、全国の参加者と交流会が和やかに行われました。

二日目は、ルーテル学院大学市川一宏教授による「安定的・継続的な民児協活動を支えるために」のテーマで講義、午後は各都道府県・指定都市の皆さんと「連鎖と合意形成の手法」についてのグループ

討議が行われ、各民児協で一番多い課題を出し合いました。問題点は民生委員の成り手不足と民生委員活動でした。また、単位民児協への支援は、県・都市民児協としてどんなことを望むかも協議しました。成り手不足などは単位民児協だけでなく、県・都市民児協も大いに関係あることなので民生委員の役割等を住民全体に周知してもらうために、PRの強化をしてもらうことに一致しました。

「困難事例の対応は一人で抱え込まない。連携は委員個人ではなく民児協組織として連携することが望ましい」と市川先生は話されました。

三日目は、グループ討議と「民児協を支えるリーダーへの期待」の統括講義でした。「リーダーとして絶対的な正解はない。状況において適確であるかが必要」また「これらの福祉は互いに支えあう地域づくりを重視している。民生委員が一人の住民として住民に寄り添い、時には住民の代弁者として意見を述べていくことが互いを理解し合える」と市川先生はまとめられました。

貴重な三日間で学んだことは、今後の民児協運営の糧となると思いました。

平成30年度「事業計画及び収支予算」

3月に開催された第145回理事会及び第145回評議員会において、平成30年度の埼玉県民児協の事業計画と収支予算が承認されました。

事業計画

《運営方針》

1. 一般財団法人として、新たな活動の広がり、質を高めていくため、社会の課題に対応しながら公益活動の推進を図る。

2. 市町村民児協が連合体としての組織と機能が十分発揮されるよう、体制の整備と会員相互の連携強化をすすめるとともに財政の確立を図る。

3. 住民の立場に立ち、住民の身近な相談・支援者としての、区域担当民生委員の活動の充実及び単位民児協などでの組織的な活動展開を図り、個々の民生委員への支援と日々の活動に資するための研修の強化推進を図る。

4. 埼玉県及び埼玉県社会福祉協議会等との緊密な提携のもとに、会務の運営と事業の推進を図る。

《重点目標》

1. 民生委員活動の充実発展と強化推進
2. 民生委員が地域でより活動しやすい環境の整備

3. 市町村民児協組織の整備推進（特に自主運営体制、専門部会（委員会）活動の促進）

4. 生活福祉資金借受世帯の相談援助活動の推進

5. 「民生委員制度創設100周年活動強化方策」および「児童委員制度創設70周年全国児童委員活動強化推進方策2017」の一体的な取り組みの推進

6. 民生委員による災害時要援護者支援活動の強化・充実

7. 民生委員の適切な人材確保に向けた環境整備

8. 定款による執行体制、定款及び内部規程に沿った業務遂行により内部充実の整備と強化の推進

9. 各市町村の民生委員個別支援活動や民児協の組織活動が滞りなく円滑に実施されるよう支援を図る。

10. 市町村民児協及び単位民児協研修用視聴覚教材の貸し出し。

11. 県社協が埼玉県から受託実施する次の研修事業に協力する。

12. 市町村民児協における生活福祉資金の貸付調査・償還指導の促進を図るために、「民生委員実費弁償費」を交付する。

13. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

14. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

15. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

《事業概況》

1 公益目的事業

a. 生活相談等活動推進事業

ア 福祉相談推進事業

個々の民生委員の知識・技術の向上を図るために実施

・生活福祉資金貸付制度説明会（県社協と共催）

・生活福祉資金貸付制度の理解と民生委員及び市町村社協の役割や連携を確認し、地域住民への支援活動の充実強化を目的として開催する。

・孤立防止推進事業（県社協と共催または後援）

・安心・安全な地域社会を目指す、民生委員等の役割や連携を確認し、地域の見守り活動等に生かして活動することにより、地域福祉活動を推進させる。

・各市町村における各種民生委員研修会への講師派遣

・在宅福祉活動の推進

・各種の研修、研究協議の場を通じ、要援護者及びその家族に対する福祉活動を推進させる。

・民生委員による交通事故防止・防犯等に係る声かけ運動への協力

・埼玉県及びさいたま市民児協と連携し、民生委員が見守り支援活動の一環として実施している高齢者世帯訪問活動時に、交通事故防止や悪質商法等による被害の防止を呼びかける「民生委員による交通事故防止・防犯等に係る声かけ運動（お達者訪問大作戦）」の推進に協力する。

・市町村民児協及び単位民児協研修用視聴覚教材の貸し出し。

・県社協が埼玉県から受託実施する次の研修事業に協力する。

・イ 民児協会長・副会長研修

・ロ 課題別研修

・ハ 新任民生委員、主任児童委員研修

・ニ 主任児童委員研修

・民生委員実費弁償費の交付

・各市町村民児協における生活福祉資金の貸付調査・償還指導の促進を図るために、「民生委員実費弁償費」を交付する。

・イ リーダー研修事業

・各民児協でリーダー的役割を果

たす民生委員を次の研修に派遣し、能力の向上を図る。

・全国主任児童委員研修会（東日本）

・全国相談技法研修会

・全国指導者研修会（民生委員大学）

・民生委員リーダー研修会

ウ 啓発宣伝事業

・広報・啓発活動の実施

・民生委員制度や活動内容について普及啓発を図るため「埼玉県民児協だより」を発行（年4回）するとともに、ホームページ全体の情報の整理をし、住民に向けた民生委員活動のPRの充実に努める。

また、「民生委員・児童委員活動紹介パネル」の貸し出しを行う。

エ 埼玉県民生委員・児童委員大会開催事業

平成30年度 第44回「埼玉県民生委員・児童委員大会」の開催

◇9月14日（金）さいたま市「市民会館おおみや・大ホール」

県内各地域から民児協代表者及び関係者の参集を得て、当面の活動方針を樹立するとともに、より一層の団結と連帯及び士気の高揚を図る。

ア 地区別協議事業

・ブロック別市町村民児協会長連絡会議の開催

4ブロック（東・西・南・北）において、各ブロック間の連携と民児協活動及び運営の諸課題等について研究協議を行う。

イ 民児協育成事業

・指定民児協の活動援助

指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

16. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

17. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

18. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

19. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

20. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

21. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

22. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

23. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

24. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

25. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

26. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

27. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

28. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

29. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

30. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

31. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

32. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

33. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

34. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

35. 指定民児協（第23期／2年目）の助成（本会独自2地区、全国互助共励事業2地区／計4地区）を

行い民児協の活動の強化を図る。

c. 活動調査研究事業

ア 分野別活動調査研究事業

民生委員及び民児協の活動について、各委員会を年2回程度開催する。

「総務委員会」「福祉相談事業委員会」「生活福祉対策委員会」「高齢者対策委員会」「児童対策委員会」「広報委員会」「主任児童委員会」「男女共同参画推進部会」

イ 活動調査事業

市町村民児協の活動を把握するため、「民生委員・児童委員の日」及び「活動強化週間」の取り組み状況調査を行う。

次の会議を通じ、県外の情報調査する。

・都道府県・指定都市民児協事務局会議

・第87回全国民生委員大会

・全国社会福祉大会

・関東ブロック内の都県・指定都市民生委員大会

ウ 研究協議事業

次の研究協議会を通じ、新たな課題・共通課題等を研究協議する。

・民生児童委員、保護司連絡会

・関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会

・全国児童委員研究協議会

・共同募金事業への協力事業

・民生委員及び市町村民児協への共同募金活動協力依頼

・共同募金事業について、本会広報誌に掲載し、普及・啓発を図る。

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

・共同募金事業に係るチラシを各種会議で配布

2 収益事業等

a. 互助共励事業

ア 互助事業

・全国民生委員互助事業（死亡・弔慰・各種見舞・退任慰労）を運営する。

・本県独自の互助事業（退任給付）を運営する。

・会員の「個別管理基礎調査票」の整備を行う。

イ 共励事業

民生委員がその持てる能力を出し合って、能力の向上を図り、士気の高揚を図るため、次の事業を実施

・主任児童委員セミナーの開催

・男女共同参画推進セミナーの開催

・指定民児協への助成及び活動援助

・理事、監事及び評議員並びに男女共同参画推進部会員による県外視察研修

b. 弔慰事業

物故民生委員に対し弔慰規程による弔慰を行う。

c. 退職役員等交流事業

退職役員等との交流を通じて得られる知識等を活かして、本会の運営に資するため、本会の前役員等で構成する「彩の国すこやか会」の運営に協力する。

3 法人の運営

a. 会務の運営

次の諸会議を開催して、本会運営の基本方針、事業推進の要領を定め、事業の展開を図る。

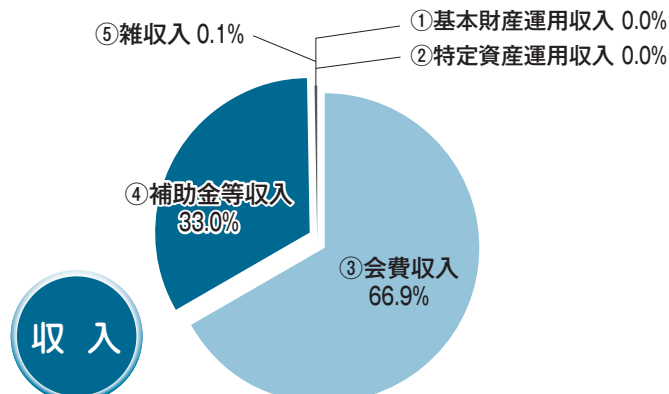
・正副会長会議・理事会・評議員会・監事会

b. 会長手帳その他の関係資料等の斡旋、配布

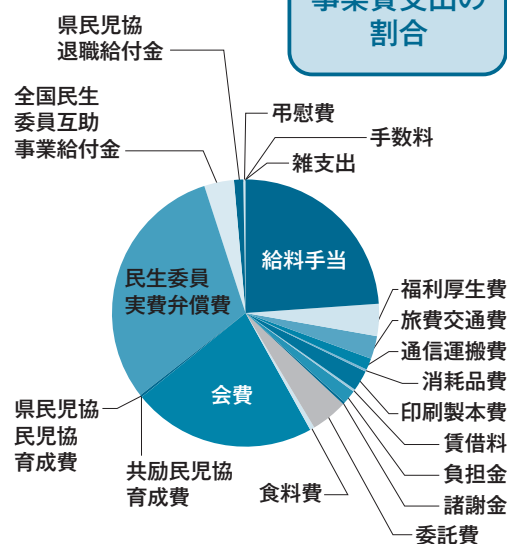
平成30年度 埼玉県民児協予算

(単位:千円)

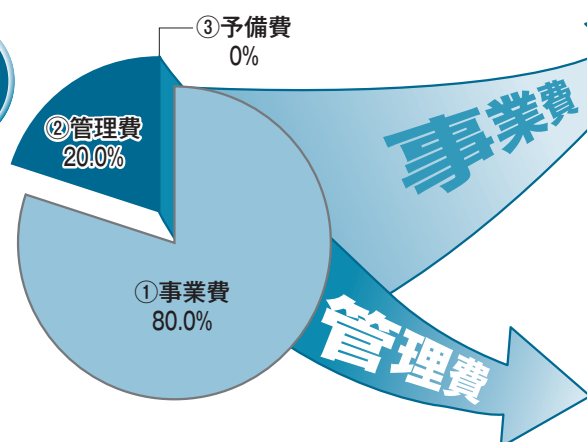
科 目	30年度	29年度	増減
事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入	4	14	▲10
②特定資産運用収入	3	2	1
③会費収入	78,298	77,919	379
④補助金等収入	38,606	40,029	▲1423
⑤雑収入	71	83	▲12
事業活動収入計	116,982	118,047	▲1065



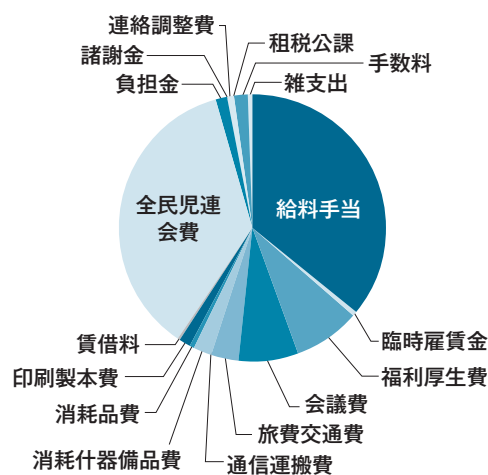
事業費支出の割合



支出



管理費支出の割合



(単位:千円)

科 目	30年度	29年度	差異
①事業費	86,629	86,984	▲355
②管理費	21,600	18,400	3,200
③予備費	100	100	0

川口市

赤ちゃんサロン

『すまいるスマイル』

○新郷地区の特徴

川口市の東部に位置する戸建てが中心の住宅地で、植木生産や斜面林などの自然と工業の共生が進められています。新郷地区社会福祉協議会では「住民を『ひとり』にしない、あったかい、地域新郷」を合言葉に、地元を元気にしていく企画を考えています。

新郷地区社会福祉協議会が行っている地域活動は高齢者向けサロン等が充実しています。一方、子育て世代向けの支援がないことが長年の課題となっていました。

○立ち上げまでの経緯

「新郷地区には児童館がなく、親子の集まれる場がない」「子育て世代に向けた活動をした」と主任児童委員からの相談がきっかけでした。

この相談をきっかけに、主任児童委員や地域ボランティア、地区社会福祉協議会関係者が話し合いを重ねました。

「育児中のママなら参加しやすいのではないかな？」との声があり、0歳児の赤ちゃんとそのママを対象にした赤ちゃんサロン「すまいるスマイル」を平成29年9月に立ち上げることにしました。



とっても和やかな雰囲気でした

○『すまいるスマイル』について

赤ちゃんサロン『すまいるスマイル』は、新郷地区を3つのエリアに分け、各エリアで開催して

る「すまいるスマイル」を平成29年9月に立ち上げることにしました。

サロンの名前の由来は、参加する赤ちゃんやママはもちろん、関係するスタッフなど誰もが笑顔になれるようお願いを込めて、みんな

ます。

サロンでは赤ちゃんもママも楽しんでもらえるようにベビードダンスや親子ヨガなどの企画と併せ、保健師さんとの相談会も実施しています。

第2回目のサロンで実施したベビードダンスでは、音楽に合わせてママたちがステップを踏むとほとんどの赤ちゃんがすやすや寝てしまいました。誰でも簡単に楽しく踊れ、赤ちゃんとの絆を深めました。

○『すまいるスマイル』に参加して

「ベビードダンスでは、自宅でも取り入れられそうなポーズもあって、ぜひ実践してみたい」というママの声も聞かれました。育児に関するミニ相談会では毎日の子育てで感じる悩みは本当にたくさんあり、ママたちの大変さが伺われます。



○今後の課題と抱負

このサロンをきっかけに、同じ悩みを抱えたママたちの交流の輪が広がりました。

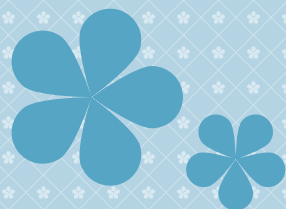
今後は不登校の生徒やネグレクトの家庭を支援する活動や、育児に悩んでいるママが一歩外に出るきっかけづくりを考えています。

これらの活動が新郷地区に定着して、少しでも子育て世代のかたにとって有意義なサロンになるように努めていきます。



たくさんのママ友ができました！

川口市 新郷地区民児協	民生委員	主任児童委員
	34名	2名



わがまちの単位民

【小鹿野町の概要】

小鹿野町は埼玉県西部の山間地域にあり、自然環境に恵まれた風光明媚な地にあります。

町のキャッチフレーズは「花と歌舞伎と名水の町」と誇っており

ます。
町では若年人口の減少により高齢化率が進み、平成29年には34・26%になってまいりました。しかし、小鹿野町の高齢者はとても元気で、高齢者医療費は県内一少額となっていることで知られています。

町内を担当しているのは44名の民生委員と3名の主任児童委員の計47名が協力して福祉事業やその他各種活動を実施しております。

【活動事例】

配食サービスは、社会福祉協議会の事業の一環として実施されております。

現在、単身高齢者世帯のうち346名が配食サービスを希望しております。

このサービスは月に一度、安否確認を兼ねて民生委員がお届けしております。

配食回数は年10回です。そのう

高齢者の見守り体制状況

単身高齢者配食サービスを通して



声掛けとともにわたします。

ち2回は手作り弁当をお届けし、他は飲食店に弁当作りを依頼しております。

手作り弁当は調理施設のスペースの関係で、1回の調理で作ることができるのが150〜200食となり、対象者の約半数にお届けしています。そのため、対象者に年2回、手作り弁当の配食をするためには、調理は年4回行われます。

調理時は、保健課の管理栄養士、社会福祉協議会の栄養士などの指導の下、女性の民生委員をはじめ、

各種ボランティア団体のご協力をいただいております。

また、7・8月は食中毒回避を図るため、配食ではなく中学生や高校生が作成した暑中見舞いのハガキや、指定ゴミ袋の配付を行っています。

【成果】

手作り弁当は多くの高齢者から好評を得ており、配付の機会を心待ちにしている方が沢山いると聞いております。そんなとき、私たちは手作りのやりがいを感じる次第です。



お弁当の中身です。

高齢者世帯への対応は、信頼の構築が重要で、配食サービスは有効な手段だといえます。月に1回の実施ですが、情報収集の向上、また新たな課題の把握などにつながるものと思います。

今後も見守り活動は配食のみならず、さまざまな工夫を交えて活動を充実させてまいりたいと考えております。



調理は心を込めて行われます。

小鹿野町民児協

民生委員

44名

主任児童委員

3名

「民生委員・児童委員の声」



春日部市豊春西地区
民生委員・児童委員協議会
会長 江口 元勝 氏

私の民生委員・児童委員活動

私が民生委員を引き受けたのが8年前になります。その年の6月頃、当時の自治会長が私の家を訪ねてこられ、「前任者の推薦でもあり、民生委員を引き受けてもらいたい」とのことでした。私自身、近所のことは妻任せで町内のことは全く分からないため、何度か固辞しました。しかし、自治会長のあまりの熱心さに負け、引き受けることになりました。

私は16年前に、それまで勤めていた会社を退職し、春日部市に『建設コンサルタンツ』会社を設立しました。人員は5人でしたが、個人が報告書を書く仕事から、普段は出社せず自宅で仕事をする事とし、8年前に会社を私の自宅に移しました。前任者は私が毎日家に居るので、仕事を辞めたと思い、自治会長に推薦したようです。

民生委員を委嘱され、単身高齢者の世帯訪問を始めました。2〜3ヶ月過ぎると、多くの方が私の訪問を待っていてくれ、間が空くと逆に心配していただいたり、また感謝の言葉等をいただくようになり、かえって喜びをいただくことが多くなりました。普段の話や、健康、家族のことなど、さまざまな相談を受けることも多くあり、ほとんどのことは私が聞いているだけで良いことですが、必要に応じて行政等につなぐようにしています。

見守り対象の方も、人により身体の状態等も違うので、できるだけ個人に合わせた対応をするようにと思っています。足が不自由で動き難い方は、いつも近くに電話があるので、できるだけ電話で話しをするようにしており、訪ねる時はヘルパーさんがいるのが分かっている時にしています。

また、かなり高齢でデイサービスも嫌がり、ヘルパーさんも断っている方については、離れている子どもさんにときどき連絡をとるようにし、訪ねた時の様子や気づいたことを説明するようにしています。現在では、高齢者の方だけではなく、町内の知らない方からも「民生委員さん、ご苦労さま」と声をかけられるようになり、人のためではなく自分のやりがいになっていることに気がつきました。

平成30年 県民児協の予定

4

17日	監事会	すこやかプラザ
20日	正副会長会議	すこやかプラザ
24日	総務委員会	すこやかプラザ
27日	男女共同参画推進部会 常任委員会	すこやかプラザ

5

8日	第146回理事会	すこやかプラザ
10日	児童対策委員会	すこやかプラザ
12日	民生委員・児童委員の日	
12~18日	民生委員・児童委員活動強化週間	
15日	生活福祉対策委員会	すこやかプラザ
17日	福祉相談事業委員会	すこやかプラザ
18日	市町村民生委員事務担当者研修会	埼玉会館
23日	第146回定時評議員会	すこやかプラザ
23日	第147回理事会	すこやかプラザ
25日	高齢者対策委員会	すこやかプラザ
29日	主任児童委員会	すこやかプラザ

6

1日	男女共同参画推進部会	すこやかプラザ
7日	広報委員会	すこやかプラザ
8日	県大会第1回準備委員会	すこやかプラザ
15日	指定民児協活動連絡会	すこやかプラザ
26~27日	関東ブロック民生委員活動研究協議会	山梨県甲府市

「民生委員・児童委員の声」原稿募集中

— 民生委員が日頃の活動の中で思ったこと、知って欲しいことなどを広く一般県民の方々に知ってもらうためのものです。
— 会員の皆さん奮ってご投稿くださいますようお願いいたします。

※【民生委員・児童委員の声】募集要領

- 1 民生委員・児童委員活動に関することであれば内容は自由です。
- 2 原稿は、800字以内とする。
- 3 応募は1人1任期中1回限りとする。
- 4 掲載は毎月1人とし、投稿者氏名及び市町村名を掲載する。
- 5 発行月の2ヶ月前までにご応募いただいた原稿の中から、広報委員会で選考のうえ掲載する。
なお、加筆・修正等をする場合があるので、住所・電話番号を必ず明記のうえご投稿ください。
- 6 投稿された原稿は返却しません。

提出先

〒330-0075
さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
彩の国すこやかプラザ
一般財団法人埼玉県
民生委員・児童委員協議会
広報係宛

編集後記

昨年度は、民生委員制度創設100周年及び児童委員制度創設70周年の記念すべき年でありました。そのような記念すべき年の広報誌編集に微力ながら携わることができ、私が初めて広報委員となり、先輩諸氏のご指導のもとたくさんのお話を学ぶことができた1年でした。

今年度は、次の100年への1歩を踏み出す年です。その第1号としての156号も無事皆様の元にお届けすることができました。今後も、私たち広報委員一同、各民児協の皆様にとり少しでも活動の糧となる広報誌を目指してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(秩父市 高橋 幸太郎)